

# 市・県民税申告書の提出の要否判定表

この表は一般的な例を示しています。

市・県民税申告が不要でも、複数の給与・公的年金等の支払いを受けている場合や、源泉徴収された税額によっては、確定申告が必要な場合があります。

- ① 市の申告 市役所に提出する「市・県民税申告書」
- ② 確定申告 税務署に提出する「所得税及び復興特別所得税の確定申告書」(市・県民税の申告も兼ねています)

## スタート

➡ はい ⇨ いいえに 沿って進んでください

令和6年1月1日現在南魚沼市に居住していましたか？

いいえ ⇨ 令和6年1月1日に居住していた市町村に照会してください



申告内容が、住民税や各制度の算定の資料になります。期間内に申告しましょう。

↓ はい

令和5年1月1日～12月31日に収入がありましたか？  
※遺族・障害年金、失業手当などの非課税所得のみの方は「いいえ」に進んでください

いいえ ⇨ 市内在住の親族の税申告上の扶養になっていますか？ (注1参照)

いいえ

市の申告が必要です

市の申告がない場合、市のサービスや助成制度が受けられない場合があります(所得証明書が発行できない、注3参照の制度など)

↓ はい

市の申告は不要です

↓ はい

主な収入は給与ですか？

いいえ ⇨ 収入は公的年金等のみですか？

いいえ

公的年金等の収入が400万円以下で、公的年金等以外の所得が20万円以下ですか？

いいえ

所得税の納税が必要な場合は、**確定申告**が必要です  
※所得税の納税が不要な場合は、**市の申告**が必要です

↓ はい

勤務先で年末調整した「給与支払報告書」が南魚沼市に提出されていますか？(不明な場合は勤務先に確認してください)

いいえ ⇨ 市の申告は不要です  
※ただし注2に該当する場合は申告が必要です

↓ はい

市の申告が必要です

所得金額や源泉徴収税額などによっては、確定申告が必要な場合があります

↓ はい

給与以外に営業・農業・不動産などの収入がありますか？

いいえ ⇨ 市の申告は不要です  
※ただし注2に該当する場合は申告が必要です

↓ はい

給与以外の所得の合計は20万円を超えていますか？

いいえ ⇨ **市の申告**が必要です

↓ はい

所得税の納税が必要な場合は、**確定申告**が必要です  
※所得税の納税が不要な場合は、**市の申告**が必要です

※確定申告の必要があるにも関わらず申告をしなかった場合や確定申告をした税額などに誤りがあった場合は、申告期間後であっても早急に**正しい確定(修正)申告書**を提出してください。申告がなかったり、修正がなされなかった場合は、調査をした上で所得金額や税額を決定します。決定を行う場合や提出期限に遅れて申告した場合などには、**加算税や延滞税**を合わせて納付しなければなりませんので、ご注意ください。

- 注1** 市内在住の親族の確定申告書、市・県民税申告書、源泉徴収票などに控除対象配偶者、同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く)、扶養親族(16歳未満の扶養親族を含む)として記載されている人のことです
- 注2** 源泉徴収票に記載がない控除(配偶者、扶養、障害者、社会保険料、生命保険料、医療費など)を受けようとする場合は、申告が必要です
- 注3** 国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療などに加入している場合や、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成、就学援助の助成を受けている場合は、市の申告をしないと保険料(税)などに影響がでる場合があります